

特別児童扶養手当

これらの手当を受けるには申請が必要です。

特別児童扶養手当

【問い合わせ】社会福祉課☎内線1711



精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父または母もしくは父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給します。

●支給対象となる児童の障害の程度

◆手帳等による等級の目安

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳がおおむね1・2級（内部障害は例外があります）●療育手帳の判定が㉠・A●精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳がおおむね3級（内部障害は例外があります）●療育手帳の判定がおおむねB●精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

※ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ①児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）

●手当の額

認定請求をした日の属する月の翌月分より支給されます。

等級	月額(児童1人につき)
1級	52,400円
2級	34,900円

〈支払日〉

- 4月期……4月11日(12～3月分)
- 8月期……8月11日(4～7月分)
- 12月期……11月11日(8～11月分)

※11日が土・日・祝日の場合は、その前営業日となります。

●所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

◆所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

●手続き方法

手当を受けるためには次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

※①・②は交付後1カ月以内のものを添付してください。

③特別児童扶養手当認定診断書

※所定の診断書は社会福祉課にあります。

※診断日から2カ月以内のものを添付してください。

ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合がありますので窓口にご連絡ください

- 療育手帳の判定が㉠・A
- 身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級

④口座申出書

※所定の様式は社会福祉課にあります。

④その他必要な書類

●金融機関通帳

※必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。
児童の口座には振り込みできません。

●マイナンバーのわかるもの

(通知カード・個人番号カードなど)

【受付場所】社会福祉課窓口

ご存じ
ですか?

児童扶養手当

児童扶養手当



【問い合わせ】こども家庭課☎内線1733、1734

父母の離婚や父(母)の死亡などにより、父(母)と生計を共にしていない児童の母(父)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対して手当を支給します。

新たに支給を希望する方

●支給対象となる児童

対象となるのは、父母または父か母と生計を同じくしていない等の児童です。支給要件の詳細はこども家庭課までお問い合わせください。

※「児童」…18歳に達してから最初の3月31日まで(18歳年度末)、また障がいの程度によって20歳未満まで。

※受給者、児童ともに国籍は問いません。

●手当の額

◆全部支給の場合

対象児童	月額
1人	43,070円
2人	53,240円
3人	59,340円
4人目以降	6,100円ずつ加算

◆一部支給の場合

対象児童	月額
1人	43,060円~10,160円
2人目の加算額	10,160円~5,090円
3人目以降の加算額 (1人につき)	6,090円~3,050円

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。

●支払い回数

年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)2カ月分ずつ支給します。

●所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

すでに受給されている方

●現況届の提出

認定を受けた方は年に一度、現況届をご提出いただきます。対象の方には、現況届をこども家庭課から郵送します。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期限内に忘れずに提出してください。

◆この届を出さないと11月以降の手当が受けられなくなります。

◆2年間この届を出さないと資格を失います。

令和4年度 現況届 受付日時

8月1日(月)	
8月2日(火)	午前8時30分~ 午後5時15分
8月3日(水)	午後5時15分
8月4日(木)	
8月5日(金)	午前8時30分~午後7時
8月6日(土)	午前8時30分~ 午後5時15分

【受付場所】こども家庭課窓口

※8月6日(土)のみ医療年金課窓口

高等職業訓練促進給付金

問 こども家庭課☎内線1733、1734

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関で修業する場合、給付金(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を支給します。

【対象者】以下の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準にある方
- ②養成機関で1年以上(令和3年度および令和4年度に修業を開始する場合に限り、6カ月以上)カリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③就業・育児と修業の両立が困難な方

【対象資格】看護師(准看護師を含む)・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士の国家資格等(令和3年度および令和4年度に修業を開始する場合に限り、デジタル分野等の民間資格も対象)

【支給時期】修業する全期間(上限4年)
※就学前に事前相談が必要です。修業中の方もご希望の方はご相談ください。

課税世帯	70,500円/月 修学期間の最後の1年間 110,500円/月
非課税世帯	100,000円/月 修学期間の最後の1年間 140,000円/月